

令和5年5月30日

ヒト受精胚を用いる遺伝性・先天性疾患研究に関する 専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

研究におけるヒト受精胚の作成及び取扱いに関しては、平成16年7月の総合科学技術会議並びに平成30年3月及び平成31年6月の総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）による「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の取りまとめ・見直しを受け、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「ART指針」という。）及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「ゲノム編集指針」という。）の策定・改正を行ってきた。

令和4年2月1日にCSTIにおいて、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次）～研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の利用等について～」がとりまとめられ、新規胚を作成して行う基礎的研究のうち、ゲノム編集技術等を用いた遺伝性・先天性疾患研究及び卵子間核置換技術を用いたミトコンドリア病研究について、新たにその実施を容認すること等の見解が示された。

CSTIから厚生労働大臣に対し、当該報告書の内容を踏まえた関係施策の推進を行うことが求められたことから、厚生科学審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる遺伝性・先天性疾患研究に関する専門委員会において、ART指針及びゲノム編集指針における対応について検討を行う。

2. 検討課題

- (1) ART指針の遺伝性・先天性疾患研究に係る見直しに関する検討
- (2) ゲノム編集指針の遺伝性・先天性疾患研究に係る見直しに関する検討
- (3) その他

3. 委員構成

- ・ 研究者、医療関係者、関連する学会関係者、人文・社会科学分野、患者団体等の有識者等から構成する。
- ・ 委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。
- ・ 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることが

できる。

4. その他

- ・ 委員会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課において処理する。
- ・ この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、これを定めるものとする。